

排 水 口	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

最終沈殿処理施設	発酵洗液生物処理施設	種 類		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)				
		項目	通 常	最 大	通 常		最 大			
処理後	処理前	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
"	"	七	六	六・五 八・五	"	"	"	"	"	"
"	"	六・八	四・七	四六・八	四五〇	四・五	八〇	二〇〇	検出せず	七四・二二三
"	"	六五〇	二・九三三	七五	四三〇	一〇	二〇〇	三・九	九四四	八九・〇七四
"	"	三三〇	五〇〇	"	三〇〇	五〇〇	"	三・九	九四四	"
"	"	二〇〇	三・九	"	五〇〇	二〇〇	"	二二七	二二七	"
"	"	三三〇	三・九	"	三三〇	三三〇	"	三〇五	三〇五	"
"	"	三三〇	三・九	"	三三〇	三三〇	"	七〇	七〇	"
"	"	三三〇	三・九	"	三三〇	三三〇	"	〇・七九	〇・七九	"
"	"	三三〇	三・九	"	三三〇	三三〇	"	二	二	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終沈殿処理施設	発酵洗液生物処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	の一日当たりの 使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	
												汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	コンクリート製	構造	二二〇、〇〇〇	八、八〇〇	生物処理	連続	二四時間	変動なし	(既 設)		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	備 考			
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)
四七一ホ	通 常 最 大	(一)の表の備考は、この表について準用する。			
一〇	二二〇				
二一九	一八〇				
二二〇	四〇				
一八〇	一〇〇				
二二〇	二二〇				
三三〇	検出せず				
検出せず	検出せず				
二四	二四				
三〇	三〇				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2	No. 1
排水口	排水口
六・八	七
"	八、六
一	四六・八
二	七五
一〇	四五
一五	八〇
"	検出せず
一	三九・二
一・五	七〇
〇・一	〇・七九
〇・五	二
一三〇	七四、二二三
三五〇	八九、〇七四

山口県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	施設名称	住所	所在地	指定年月日
古野 正晃	株式会社フレアス	山口市大内矢田二〇七の四	山口県知事	平成二五、八、一
土田 博光	えくぼ整骨院	"	"	九、二
森脇みなみ	みなみ鍼灸接骨院	熊毛郡平生町大字尾国二〇の一	"	七、三

山口県告示第四百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	居宅介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 幸寿会	熊毛郡平生町大字平生町五の一七	熊毛郡平生町大字平生町五の五六	通所介護	平成二五、一〇、一
	デイサービスセンターサンコート	熊毛郡平生町大字平生町五の五六	通所介護	平成二五、一〇、一

山口県告示第四百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	介護予防事業者	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 幸寿会	熊毛郡平生町大字平生町五の一七	熊毛郡平生町大字平生町五の五六	介護予防通所介護	平成二五、一〇、一

山口県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 二 指定の目的
 - 三 指定の用途
 - 四 指定施設要件
 - 五 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市豊田前町保々字久保田二二七、二二八、字南畑二二六の一、二二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

山口市阿東地福下字帯谷二一五三の七四、二一五三の一六七から二一五三の一六九まで、二一五三の一八五から二一五三の二〇三まで、二一五三の二三〇

指定の目的

土砂の流出の防備

指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東地福下字帯谷二一五三の一六七・二一五三の一六九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧

に供する。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 河川の名称

平田川水系平田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年十月二十五日

三 廃川敷地等の位置

下松市南花岡七丁目一五三五番九

〃 〃 一五三五番八

〃 〃 一五三五番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一五・〇四平方メートル



(三六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十月九日までの間、山口県環境生活部農林生活課及び山口県宇宙部農林局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 三徳年のめぐみ

代表者の氏名 木村 和枝

主たる事務所の所在地 美祢市秋芳町秋吉三四四八番地

三 定款に記載された目的

美祢地域の地域資源や観光資源を有効的に利活用し、山口県内や美祢地域を対象に文化、教育、芸術、産業に関する諸事業を行い、地域活性化を図ること。

(三六八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県環境保健センター 山口市朝田五三五番地
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ダスト・ヨウ素モニタ 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十五年十月四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 落札金額
六千四百五十万円
- 七 入札公告日
平成二十五年八月二十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県環境保健センター 所長 調 恒明
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年十月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
業務の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式
 - (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 履行場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十

五年山口県告示第五十二号) に基づく資格審査において、業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十五年十月二十五日から同年十二月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教育政策課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

平成二十五年十二月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年十二月六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育委員会室

(二) 日時

平成二十五年十二月六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四五一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Place of the performance of the service: Specified by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and receiving applications: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4510)

(6) Deadline for tender: 5:15 P.M. December 5, 2013 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. December 6, 2013)